

9 緊急輸送関係

資料 9-1 緊急交通路交通規制対象予定道路

○警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間(県内)	交通検問所	関連都県
国道19号	岐阜県境～長野市R18号交点	南木曾、高出	岐阜、愛知

○その他幹線道路

路線名	区間(県内)	関連都県
国道147号	松本市R19号交点～大町市R148号交点	
国道148号	大町市R148号交点～新潟県境	新潟
主地長野大町線	長野市R19号交点～大町市R148号交点	
主地白馬美麻線	大町市美麻県道長野大町線交点～白馬村R148号交点	
主地大町明科線	大町市R147号交点～安曇野市R19号交点	

資料 9-2 自動車運転者の執るべき措置

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、東海地震に関し静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が、地震防災対策強化地域に指定されています。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

2 大地震が発生したとき

(1) 車を運転中に大地震が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

3 災害対策基本法による交通の規制が行なわれたとき

緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

(1) 車の移動

ア 速やかに、車を次の場所に移動させる。

- ・ 道路の区間を指定して交通規制が行なわれたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通規制が行なわれたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(2) 警察官の指示

警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

※ 警察官(警察官がいない場合は、災害派遣中の自衛官、消防吏員)は、通行禁止地域等において車が緊急通行車両の妨害となっているときは、その車の運転者等に対し、必要な措置を命ずることがあります。

運転者等が命令された措置をとらなかつたり、現場にいないため措置をとることを命じることができなかつたときは、警察官自らその措置をとることがあります。この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあります。

(3) 道路管理者による措置命令等

放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、道路管理者が運転者等に対し、車両の移動等を命ずることがあります。

また、運転者がいない場合、道路管理者自ら車両の移動等を行うことがあります。

※ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行なわれるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

資料 9-3 緊急通行車両事前届出済車両及び緊急自動車一覧表

車種欄○印車両はリース物件

車両一覧表

R7.10.24現在

市長車					観光文化課					1台		
	330と3887	トヨタ	アルファード	H31	普通乗用		480そ3881	スズキ	エブリイ	H30	軽貨物	
副市長車					公民館・文化会館					5台		
	501ほ5727	トヨタ	シエンタ	R1	普通乗用		500す7787	日産	ウイングロード	H11	小型乗用	
議長車												
	501ふ6825	トヨタ	エスクァイア	H30	普通乗用		480そ5631	スバル	サンバーバン	H30	軽貨物	
企画財政課車両管理担当 車両(管内車、管外車)					27台							
1	300め3735	トヨタ	ハイエース	H25	普通乗用		480せ6777	マツダ	スクラムバン	H29	軽貨物	
2	501ね3591	ホンダ	フィット	H26	小型乗用	山岳博物館						
3	501に5287	トヨタ	カローラフィールダーHV	H27	小型乗用		480た2492	スズキ	エブリイ	R1	軽貨物	
4	580ふ4354	スバル	ステラ	H27	軽乗用		400た7772	日産	パネット	H18	小型貨物	
5	332ほ2023	トヨタ	プリウス	R5	小型乗用	スポーツ課						
6	501な1945	日産	キューブ	H25	小型乗用		480か2531	スバル	サンバートラック	H20	軽貨物	
7	480つ9654	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	R4	軽貨物		480す8588	スズキ	キャリイダンブ	H28	軽貨物	
8	480け4465	三菱	ミニキャブミーヴ	H24	軽貨物	図書館・文化財センター						
9	480と6145	ホンダ	N-VANe	R6	軽貨物		400つ128	トヨタ	プロボックス	H30	小型貨物	
10	400す463	トヨタ	トヨエース	H13	小型貨物		480た6513	スバル	サンバーバン	R1	軽貨物	
11	480な263	スバル	サンバーバン	R7	軽貨物	学校教育課						
12	300さ432	トヨタ	ハイエース	H11	普通乗用		41け3667	スズキ	キャリイ	H13	軽貨物	
13	480つ9653	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	R4	軽貨物		480す4917	スバル	サンバートラック	R6	軽貨物	
14	300ら1352	スバル	インプレッサ	H28	普通乗用		41こ7395	スバル	サンバートラック	H14	軽貨物	
15	580ふ4355	スバル	ステラ	H27	軽乗用		41こ7396	スバル	サンバートラック	H14	軽貨物	
16	501め3711	トヨタ	アクア	R5	小型乗用		41す40	スバル	サンバートラック	H15	軽貨物	
17	501む1512	トヨタ	カローラフィールダー	R3	小型乗用		41す41	スバル	サンバートラック	H15	軽貨物	
18	301と806	三菱	アウトランダー	R5	普通乗用		480せ567	スズキ	キャリイ	H28	軽貨物	
19	580の6563	スバル	ステラ	H26	軽乗用		880あ820	スズキ	キャリイ冷蔵冷凍車	H25	軽特殊	
21	480つ2699	スズキ	エブリイバン	R3	軽貨物		480て7313	マツダ	スクラムトラック	R5	軽貨物	
22	584ぬ2023	日産	サクラEV	R5	軽乗用	建設課						
23	501ま6066	マツダ	マツダ2	R2	小型乗用		800す1014	マツダ	ボンゴバン	H23	普通特殊	
24	501ま6067	マツダ	マツダ2	R2	小型乗用		800さ407	トヨタ	ハイラックス	H11	普通特殊	
25	480つ2700	スズキ	エブリイバン	R3	軽貨物		800す3871	マツダ	CX-3	H29	普通特殊	
26	480ち973	マツダ	スクラムトラック	R2	軽貨物		580て2263	スズキ	アルトF	H23	軽乗用	
27	480と9707	スバル	サンバートラック	R7	軽貨物		480け5101	ダイハツ	ハイゼットダンブ	H24	軽貨物	
28	40み335	スバル	サンバーバン	H3	軽貨物							
広聴広報係					1台					建築住宅係	1台	
	480さ1243	スバル	サンバーバン	H26	軽貨物		400た2939	マツダ	ボンゴバン	H23	小型貨物	
税務課					3台					八坂支所	9台	
	580む9255	マツダ	キャロル	H29	軽乗用		800さ1810	日産	ウイングロード	H12	普通乗用	
	580き9379	ダイハツ	ミラ	H19	軽乗用		501ほ5730	トヨタ	カローラフィールダー	R1	普通乗用	
	50ほ1138	三菱	ミニカ	H13	軽乗用		300み4409	トヨタ	ハイエース	H24	普通乗用	
情報交通課					2台							
	580ほ1676	スズキ	ハスラー	H26	軽乗用		33ほ4719	トヨタ	グランビア	H9	普通乗用	
	480そ5536	スバル	サンバーバン	H30	軽貨物		41せ8880	ダイハツ	ハイゼットダンブ	H18	軽貨物	
市民課交通安全係					1台							
	501ち2527	日産	ウイングロード	H22	小型乗用		580め5031	スズキ	アルトF	H29	軽乗用	
福祉課					8台							
	480く1410	マツダ	スクラムバン	H23	軽貨物		300ゆ8656	トヨタ	ハイエース	H28	普通乗用	
	480い4636	スズキ	エブリイ	H18	軽貨物		500ほ6696	トヨタ	カローラフィールダー	H16	小型乗用	
	580ね2222	スバル	プレオ	H25	軽乗用		580つ8171	マツダ	AZオフロード	H23	軽乗用	
	580ほ3394	スバル	サンバーディアス	H26	軽乗用		480な562	ホンダ	N-VAN	R7	軽貨物	
	480く8333	スバル	プレオ	H23	軽貨物	美麻支所						
	50ゆ2366	スバル	プレオ	H15	軽乗用		300に1788	トヨタ	ハイラックスサーフ	H17	小型乗用	
	580も3740	スバル	プレオ	H29	軽乗用		480こ6296	マツダ	スクラムバン	H25	軽貨物	
	480そ2309	スバル	サンバーバン	H29	軽貨物		400せ6788	トヨタ	サクシード	H16	普通貨物	
保健センター					6台							
	50ぬ6779	ダイハツ	ムーブ	H12	軽乗用		500ほ8719	トヨタ	カローラフィールダー	H16	小型乗用	
	50な8113	スズキ	アルト	H11	軽乗用		300む9447	トヨタ	ハイエース	H25	普通乗用	
	480そ5632	スバル	サンバーバン	H30	軽貨物		480す7787	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物	
	40ゆ7206	スバル	サンバーバン	H6	軽貨物		500む7474	スバル	インプレッサ	H17	小型乗用	
	480く6362	ダイハツ	ハイゼットバン	H23	軽貨物		480せ5507	スズキ	キャリイ	H29	軽貨物	
	480す7920	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物		480さ605	マツダ	スクラムバン	H26	軽貨物	
児童センター					1台					危機管理課	4台	
	480た2491	スズキ	キャリーバン	R1	軽貨物		レ	300ほ7684	スバル	レガシイ	H20	普通乗用
保育園					4台							
	580け3377	マツダ	スクラムワゴン	H19	軽乗用		レ	300む6140	三菱	デリカ	H24	普通乗用
	50た5081	スズキ	アルト	H12	軽乗用		レ	100す4011	トヨタ	ダイナ	H25	普通貨物
	300ら1353	スバル	インプレッサ	H28	普通乗用		レ	800す3084	三菱	デリカ	H24	特殊車両
	50て2808	スズキ	アルトビーム	H10	軽乗用	美麻福祉企業センター						
社会就労センター					3台							
	480て4497	マツダ	スクラムバン	R5	軽貨物		レ	100す1865	日野	4tトラック	H21	普通貨物
	400ち9451	三菱	キャラバン	H30	小型貨物		レ	100す3185	トヨタ	ハイエース	H23	小型貨物
	400そ7278	マツダ	ボンゴバン	H20	小型貨物		レ	400て654	日産	キャラバン	R5	小型貨物
生活環境課					1台					上下水道課	13台	
	100す4024	マツダ	タイタン	H25	普通貨物	水道1	501ぬ9512	トヨタ	ノア	H27	普通乗用	
クリーンプラント					1台							
	58ふ3268	スバル	レガシイ	H6	小型乗用	水道2	400た3406	マツダ	ボンゴトラック	H23	小型貨物	
まちづくり産業課					1台							
	100す6578	トヨタ	ハイエース	H28	普通貨物	温泉3	301に704	トヨタ	RAV4	R7	普通乗用	
農林水産課					2台							
	480な996	スバル	サンバートラック	R7	軽貨物	水道4	480た4560	スズキ	エブリイ	R1	軽貨物	
	480つ7997	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	R4	軽貨物	水道5	580と5309	マツダ	AZオフロード	H24	軽乗用	
						水道6	480す7788	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物	
						水道7	580つ5492	マツダ	AZワゴン	H23	軽乗用	
						水道8	580せ2972	マツダ	スクラムワゴン	H21	軽乗用	
						水道9	480す6982	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物	
						給水車	88す1493	トヨタ	ダイナ	H7	普通特殊	
						下水1	301つ8385	トヨタ	カローラクロス	R5	普通乗用	
						下水2	480こ3164	マツダ	スクラム	H25	軽貨物	
						給水車	800す1889	いすゞ	エルフ	H25	普通特殊	

車種欄○印車両はリース物件

9 危機管理課管理車両

No.	登録番号	メーカー	車種	備考
1	松本830せ103	いすゞ	ポンプ車	第1分団第1部
2	松本830せ104	いすゞ	ポンプ車	第1分団第2部
3	松本830す102	日野	ポンプ車	第2分団第1部
4	松本830さ204	日野	ポンプ車	第2分団第2部
5	松本830さ340	日野	ポンプ車	第3分団第3部
6	松本830さ404	トヨタ	ポンプ車	第4分団第2部
7	松本830な510	日野	ポンプ車	第5分団第1部
8	松本830さ503	日野	ポンプ車	第5分団第1部
9	松本830せ602	トヨタ	ポンプ車	第6分団第1部
10	松本830た101	日野	ポンプ車	市役所応援隊
11	松本830そ602	トヨタ	ポンプ車	第6分団第1部
12	松本830そ602	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第1分団第1部
13	松本883あ601	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第1分団第2部
14	松本830す105	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第1分団第3部
15	松本800さ515	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第2分団第1部
16	松本830さ250	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第2分団第1部
17	松本800す2626	いすゞ	小型ポンプ付積載車	第2分団第2部
18	松本830す301	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第1部
19	松本830さ302	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第1部
20	松本830そ303	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第3分団第2部
21	松本88す5590	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第3部
22	松本830さ306	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第3部
23	松本800さ2091	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第4分団第1部
24	松本830せ420	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第4分団第1部
25	松本830す403	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第4分団第2部
26	松本883あ503	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第5分団第1部
27	松本830せ502	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第5分団第1部
28	松本883い601	ダイハツ	小型ポンプ付積載車	第6分団第1部
29	松本830さ601	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第6分団第1部
30	松本830さ621	ダイハツ	小型ポンプ付積載車	第6分団第1部
31	松本830た0101	日野	ポンプ車	市役所消防応援隊
32	松本800す3084	三菱	デリカ	消防団指令車
33	松本300は7684	スバル	レガシー	防災広報車
34	松本300む6140	三菱	デリカ	災害時先遣隊車
35	松本100す4011	トヨタ	ダイナ2tトラック	災害時物資支援車
36	松本100せ622	三菱	ユニックトラック	B&G
37	松本400つ9756	三菱	スライドダンプ	B&G
38		クボタ	バックホー	B&G

資料 9-4 震災対策緊急輸送路線

震災対策緊急輸送路（第一次）

路線番号	路線名	起点～終点	指定延長 (km)
	国道 19号	南木曾町（岐阜県境） ～長野市西尾張部交差点	170.0
一般国道（直轄管理）5路線管理			412.4
	国道 147号	大町市かまど神社前交差点 ～大町市旭町交差点	1.5
一般国道（直轄管理）18路線管理			204.2
	大町明科線	大町市旭町交差点 ～安曇野市塔ノ原	18.1
	大町麻績インター千曲線	大町市旭町交差点 ～大町市大町警察署前交差点	0.1
主要地方道 28路線管理			102.4
	大町明科線	大町市常盤 ～大町市県道474号交差点	1.9
一般県道 25路線管理			36.2
	大町市道曾山観音寺線	大町八日町五日町線交点 ～大町市道東町線交点	0.3
	大町市道東山線	大町市道曾山観音寺線交点～ 大町市大町	0.1
	大町市道八日町五日町線	大町市県道306号交点 ～大町市道曾山観音寺線交点	0.3
市町村道 113路線管理			45.9
第1次緊急輸送道路 合計 193路線			1138.5

○第一次緊急輸送路

緊急や応急活動の拠点となる防災拠点間を結ぶ高速自動車国道、一般国道および広域的な幹線道路

震災対策緊急輸送路（第二次）

路線番号	路線名	起点～終点	指定延長 (km)
	国道 147号	大町市旭町交差点 ～安曇野市南中学校南交差点	26.2
		大町市かまど神社前交差点 ～大町市一中東交差点	0.7
	国道 148号	大町市一中東交差点 ～小谷村（新潟県境）	45.9
一般国道（県管理）21路線管理			725.1
	大町麻績インター千曲線	大町市大町警察署前交差点 ～大町市八坂	6.8
主要地方道 46路線管理			356.2

	信濃大町停車場線	大町市大町 ～大町市県道306号交点	0.2
	美麻八坂線	大町市県道393号交点 ～大町市道総合福祉センター線	2.8
一般県道58路線管理			102.0
	大町市道十日町線	大町市道六日町野口線交点 ～大町市道十日町2号線交点	0.1
	大町市道十日町2号線	大町市道十日町1号線交点 ～大町市大町	0.1
	大町市道総合福祉センター線	大町市県道497号交点 ～大町市美麻	0.2
	大町市道六日町野口線	大町市十日町交差点 ～大町市道十日町1号線交点	0.1
市町村道158路線			60.8
第2次緊急輸送道路 合計285路線			1255.2

○第二次緊急輸送路

第一次緊急輸送路と市町村役場、主要な防災拠点（公共機関、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

資料 9-5 市内交通確保計画

【 国 道 】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
1	国道 19号	市内東部及び市外との連絡、輸送
2	国道147号	市内南部及び市外との連絡、輸送
3	国道148号	市内北部及び市外との連絡、輸送

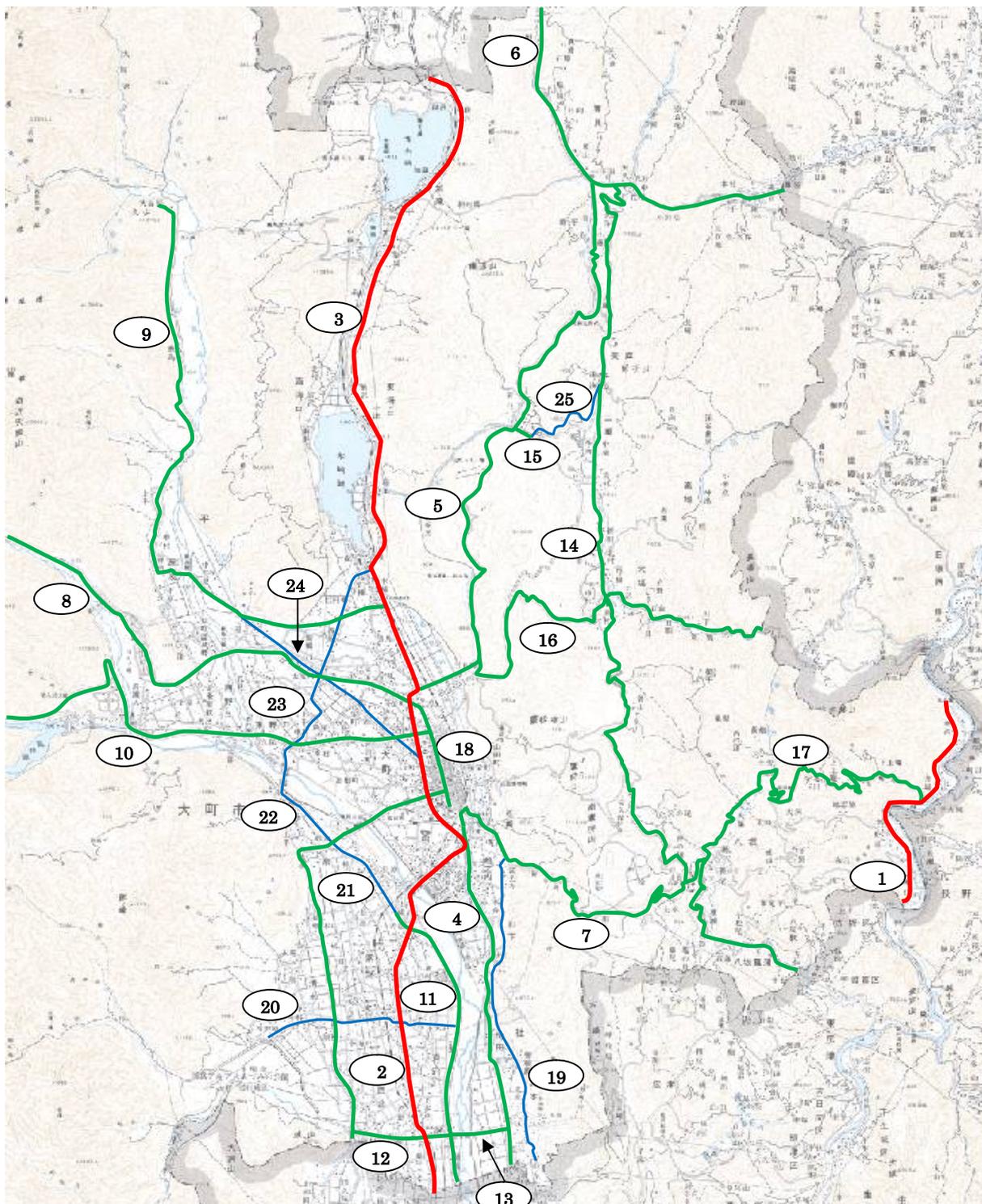
【 県 道 】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
4	主要地方道大町明科線	市外及び社地区間との連絡、輸送
5	主要地方道長野大町線	市外及び美麻地区間との連絡、輸送
6	主要地方道白馬美麻線	市外及び美麻地区間との連絡、輸送
7	主要地方道大町麻績インター千曲線	社地区間及び八坂地区間との連絡、輸送
8	主要地方道扇沢大町線	大町地区間及び平地区間との連絡、輸送
9	県道白馬岳大町線	平地西部との連絡、輸送
10	県道槍ヶ岳線	平地区西部との連絡、輸送
11	県道有明大町線	常盤地区間との連絡、輸送
12	県道あづみの公園大町線	常盤地区間の連絡、輸送
13	県道大平大峰沓掛線	常盤地区間及び社区間との連絡、輸送
14	県道美麻八坂線	八坂地区間と美麻地区間との連絡、輸送
15	県道小島信濃木崎（停）線	美麻地区間との連絡、輸送
16	県道川口大町線	美麻地区間との連絡、輸送
17	県道舟場矢下線	八坂地区間との連絡、輸送
18	県道信濃大町（停）線	大町地区間との連絡、輸送

【市 道】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
19	市道常光寺山の寺線	社地区間の連絡、輸送
20	市道神明原閨田線	常盤地区間の連絡、輸送
21	市道杳掛柿ノ木線	常盤地区間の連絡、輸送
22	市道泉36号線	常盤地区間の連絡、輸送
23	市道木崎野口泉線	平地区間及び常盤地区への連絡、輸送
24	市道大町鹿島線	平地区北部間の連絡、輸送
25	市道湯ノ海新行線	美麻地区間の連絡、輸送

資料 9-5 (1) 市内交通確保計画路線図



凡 例	
—	国 道
—	県 道
—	市 道

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

大町市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、大町市内に大規模な災害及びそれに類する被害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる大町市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、大町市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年11月30日

甲 長野県大町市大町 3887 番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県須坂市大字井上 700 番地 1 号
佐川急便株式会社 信越支店
支店長 外山 智